

び表示面積の分かるもの) と、その表示広告物のカラー写真が必要となります。

(4) 申請者の変更又は広告物の撤去の場合

申請者の住所、氏名等を変更した場合は屋外広告物広告主等変更届を提出してください。

また、既に表示等されている広告物等を除却したときは、屋外広告物除却届を広告物等の表示場所を所管する広告担当部署へ提出してください(郵送可)。

(5) 広告物の許可を受けた場合

広告主は、許可期間・許可番号等を表示した標識票を、広告物や敷地内の見やすい箇所に貼り付けてください。その状況を写真等に記録し、標識票の貼付け状況の報告を提出してください。

7 許可権者

(1) 23区・島しょ地区の許可権者

広告物等を表示・設置しようとする場所が、区や島しょ地区の場合は許可権者は区長や支庁長となります。

(2) 多摩地区の市町村の許可権者

広告物等を表示・設置しようとする場所が、多摩地域の市町村の場合は広告物の種類により下記の表のように許可権者が異なります。同じ場所にある広告物でも、それぞれに申請書を分けて88ページ及び89ページの屋外広告物許可申請の窓口へ提出してください。

八王子市については、中核市への移行により、全て八王子市長が許可を行います。

許可権者		市長(八王子市長を除く。)、 瑞穂町長(町、村については下欄※)	多摩建築指導事務所長
広告物の種類			
広 告 板	屋 上 地 上	×	○
	壁 面	表示面積 20 m ² 以下のもの	表示面積 20 m ² を超えるもの
	突 出	① 1面の表示面積が 10 m ² 以下のもの	① 1面の表示面積が 10 m ² を超えるもの
② 3面以上は総面積 20 m ² 以下のもの		② 3面以上は総面積 20 m ² を超えるもの	
広告塔		屋上階高・地盤面から高さ 2 m以下のもの	屋上階高・地盤面から高さ 2 mを超えるもの
小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾		×	○
広告幕、立看板等、広 告旗、はり紙、はり札 等		○	×
アドバルーン		電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、 標識利用、車体利用		×	○
屋外広告物表示・設置 届の受理		×	○

※ 西多摩郡の町村(瑞穂町を除く。)については、多摩建築指導事務所長が許可します。